

暫定措置事業の終了について討議 臨時理事会と事務局長会議開催 2月27日神戸で

全海運は2月27日、神戸・三宮の東急 REI ホテルで臨時理事会と18直接会員組合の事務局長を招集した事務局長会議を開催した。

主要議題は借入金完済の目処が立ち、納付金徴収の終了する内航海運暫定措置事業について。暫定措置事業は今年3月31日現在で、鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの借入残高が約41億円となり、今年8月に約22億円返済すると、来年8月に残高約19億円を償還して完済となる予定。暫定措置事業は、「借入金が収支相償ったときに終了する」と規定されていることから、これによって終了することになる。総連合会ではこれまで、その終了時期について「令和2年度いっぱい建造申請を受け付け、返済の原資となる建造納付金も徴収する」ことを決めていたが、2月13日の理事会で、「原則に従い借入残高に完済の目処が立った時点で廃止しすべき」との意見が出て、全海運を除く4組合が概ね早期終了に同意した。これに対し全海運は、「2年度いっぱいの実施が決定事項で、突然の暫定措置事業終了宣言は一方的。事業者に混乱を招きかねない」と主張して結論が得られず、総連合会では来年度事業計画での基本方針とするため、次回3月12日の理事会で改めて論議し、結論を出すこととしている。

今回の全海運の臨時理事会は、その経過報告と全海運の対応を論議したもので、全海運としては、①暫定措置事業の建造申請を2年度いっぱい受け付ける ②但し、納付金は7月期までとして9月期以降は納付金を免除する、方針を固めて次回の総連合会理事会に臨むことを決めた。

また、今回の全海運臨時理事会では、船腹調整事業と暫定措置事業で付された認定条件付き船舶と、暫定措置事業廃止後に建造される条件のない船舶（フリー船）が混在すれば、運航状態に不公平感を募らせることから、「暫定措置事業の規程廃止までの一定期間、フリー船にも一定条件を付す」ことが先の総連合会理事会で5組合の合意を得ていることも報告された。

臨時理事会に引き続き開催された事務局長会議では、津守貴之岡山大学経済学部教授が「暫定措置事業終了後の組合組織と事業のあり方について」を講演。国土交通省の交通政策審議会海事分科会基本政策部会でこれまでに討議されて来た暫定措置事業終了後の必要な取り組みを踏まえて、業界団体の役割などを中心に全海運のあるべき姿が示された。

講演に引き続き参加組合事務局長から、各地区での暫定措置事業終了に対する考え方、今後の対応についてなどが報告された。

会議終了にあたり、藏本由起夫会長からの発議で、この日急逝した中島専務理事に対する黙祷が出席者一同で捧げられた。

(左から) 藏本会長と村田、寺岡、深水、岡本各副会長

